

特集

キャリアアップをめざして研修！「人材開発支援助成金」(特別育成訓練コース)
人材力を強化する



「人材開発支援助成金(特別育成訓練コース)」とは従業員への研修に対して助成される「人材開発支援助成金」には、研修の内容によって9つのコースがあります。そのうち「特別育成訓練コース」では、正社員経験の少ないパートやアルバイトなどの有期契約社員等の正社員転換または処遇改善を目的として、事業主が研修を実施した場合には、実施にかかった経費や賃金の一部等を助成します。今回は「有期実習型訓練」について説明しています。

人材開発支援助成金 特別育成訓練コース

有期実習型訓練

事前に労働局に提出した計画に沿って実施する

OJT研修
実際の職場での研修

- ・実施期間は2カ月以上6カ月以下
- ・OJTは総訓練時間の1割以上9割以下

+

OFF-JT研修
座学研修

- ・総訓練時間は425時間以上(6カ月あたり)
- ・OFF-JTは20時間以上

有期実習型訓練
一般職業訓練

有期実習型訓練 申請事例

申請内容 | 受講生1名
OJT 20時間 / OFF-JT 140時間 / 外部研修費用 20万円

OJT研修	研修(事業内または事業外)	OFF-JT	外部研修
<p>20時間</p> <p>① 実施助成</p> <p>1人あたり 10万円</p>	<p>140時間</p> <p>② 賃金助成</p> <p>1人1時間あたり 760円</p>	<p>20万円</p> <p>③ 経費助成</p> <p>1人につき(上限15万円) 70%*</p>	

760円/時間 × 140時間 = 20万円 × 70% =

助成金① 100,000円 **助成金② 106,400円** **助成金③ 140,000円**

※研修後、正社員に転換する場合(有期契約社員から正社員に転換しない場合は60%)

助成金①+②+③ 346,400円 ※同一労働者に対しては原則年度1回のみ

本助成金を受給できた場合の2つの特典

- ✓ キャリアアップ助成金(正社員化コース)に必要な有期契約期間を、6カ月 ▶ **2カ月~6カ月に短縮可能!**
- ✓ キャリアアップ助成金(正社員化コース)で支給される57万円に、訓練加算額 **95,000円がプラス**される!

POINT

キャリアコンサルタントとの事前面談を実施し、**研修開始1カ月前までに計画届の提出が必須**です。ご注意ください。採用後に実務研修をするなら、必ず申請したい「**お得な助成金**」です!気になる方はお気軽にお問い合わせください。

よくある質問!

テレワーク後の出社。移動中のケガは労災になるの?

午前中は自宅でテレワークをし、午後から出社予定の社員が出社する途中にケガをした時は、労災になりますか?



はい。原則、労災のうち「通勤災害」に該当します。

A



ご質問のケースは、当初から出勤が予定されているため「通勤」という解釈になります。ただし、自宅から会社に行く途中で買い物や食事をすると、通勤災害が認められない可能性があります。

また、緊急対応のため、テレワーク中の社員に対して上司が事務所への出勤を求めた場合に起きた事故も労災となります。上司が社員に対して自宅から事務所への移動を命じ、その間の自由利用が保障されていないので、この移動時間も労働時間に該当するためです。



通勤時間? ※買い物や食事など、労働目的の移動に直接関連のない利用があると、通勤災害が認められないことがある。

テレワーク中

労災保険の対象

シュレッダーで指を切った

労災保険の対象にはならない

私用でケガをした

なお、自宅でケガをした場合も、テレワーク中は通常の労災保険の対象となります。ただし、プライベートの行為が原因であるものは労災と認められません。例えば、テレワーク中に雨が降ってきて洗濯物を取り込むときに転んでケガをした場合は、業務上のケガではないので労災保険の対象にはなりません。

ご相談ください

労使トラブル、助成金・補助金でお困りのことがあれば、お気軽にお問い合わせください。

